

滋賀県の養鶏場で 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認 (国内**23**例目 10県目)

1. 農場の概要 所在地:滋賀県
飼養状況:採卵鶏 約1.1万羽

2. 経緯

- (1) 12月12日、滋賀県は死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、移動自粛の要請及び立入検査を実施
→ インフルエンザ簡易検査において「陽性」と判明
- (2) 12月13日、遺伝子検査を実施したところ、H5亜型の高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確認

飼養衛生管理基準の自己点検を再度お願いします！
(裏面)

高病原性鳥インフルエンザ相談窓口

飛騨家畜保健衛生所 (飛騨総合庁舎内)
〒506-8688 高山市上岡本町7-468 E-mail : c24508@pref.gifu.lg.jp
TEL : 0577-33-1111 (内線402) FAX:0577-32-9019

※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、「電話交換業務が終了しています。」に続く、「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。

飼養衛生管理基準 自己点検

特に重要な点検項目

1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目13)
2. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目14)
3. 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目15)
4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等(項目20)
5. 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用(項目21)
6. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検および修繕(項目24)
7. ねずみ及び害虫の駆除(項目26)

※項目番号は自己チェック表に基づいています

現在鳥インフルエンザ発生リスクが非常に高まっています。遵守できていない場合は速やかに改善をお願いします！！！！

飼養衛生管理基準を遵守しなかった場合、万が一発生した際に交付される手当金及び特別手当金の減額の対象になる場合があります

過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合等、異常を認めた場合にはすぐに家畜保健衛生所まで連絡を！